

前回会議（6月27日）における 内閣官房副長官の指示事項に対する対応状況

令和6年12月23日
内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

- 適切な価格転嫁を、我が国の新たな商習慣として、中小企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるため、昨年末に決定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、**合計1,873の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請。**
- 本年1月22日の政労使の意見交換で、総理より、「コストに占める労務費の割合が高い」、あるいは、「労務費の転嫁率が低い」といった、**特に対応が必要な22業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請。**
- **本年3月19日、第2回目**の「労務費の適切な転嫁のための関係省庁**連絡会議**」を開催。1,873の業界団体の各所管省庁の全担当部門代表者が出席し、**特に対応が必要な22業種を中心に、各所管省庁担当部門代表者から対応状況を報告。**
- **本年6月27日の第3回会議**において官房副長官より各所管省庁に以下の通り指示。
 - ・ 改定・策定した自主行動計画について、周知徹底を図るとともに、実施状況について**フォローアップを実施**すること。
 - ・ 指針の遵守状況について、**実態調査及びその結果に基づく改善を、年末までに完了**すること。
 - ・ 公正取引委員会の特別調査について、書面調査の回収率の悪い業界については、所管省庁から、回答するよう指導すること。公正取引委員会は、書面調査の結果を見て、必要に応じて立入調査等を実施し、その**結果を年末までに取りまとめ、問題事業者に対する対応策について取りまとめる**こと。また、所管省庁においても、公正取引委員会が取りまとめた結果、課題があるとされた業種について、更なる改善を働きかけること。
 - ・ 中小企業庁は、6月の調査結果を踏まえ、早期に、問題のある発注企業の経営トップに対し、**指導を実施**すること。
- また、本年11月22日に閣議決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」においても、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく取組を徹底するため、**2024 年末までに、**所管省庁において、業界団体と連携し、指針の遵守状況についての**実態調査及びその結果に基づく改善措置を完了**させる。」としている。
- 前回会議や総合経済対策を踏まえた22業種の対応状況は、2ページ以下のとおり。

○ 22業種の重点業種における所管省庁の対応の進捗状況と今後の対応方針

警備業（警察庁生活安全局）

- 昨年12月の生活安全局長からの申し入れを踏まえ、一般社団法人全国警備業協会において、都道府県警備業協会を通じて、これまでに、のべ7,173社の会員企業等への周知を実施。
- 警察庁協力のもと、同協会が、警察庁のクレジット入りリーフレットを作成し、加盟事業者や関係団体等に配布するとともに、協会ホームページにリーフレットのデータを掲載して業界内での活用を促進。
- 本年3月に同協会から各省庁が所管する業界団体等に上記リーフレットの周知依頼要請を受け、同月に警察庁から各省庁に周知依頼文を発出し、各省庁が所管する業界団体等に、さらには関係業界団体等に加盟している企業等に対し、本リーフレットの周知を要請。
- 価格転嫁の状況の把握については、本年4月、同協会において、加盟事業者を対象とした自主行動計画の進捗状況や指針に沿った対応がなされているかのフォローアップ調査を実施（アンケート形式で1,078業者に実施し、495業者から回答）。
- 本年8月、当該フォローアップ調査の結果を踏まえて、自主行動計画を改定。警察庁も改定作業に参加したほか、中小企業庁に対し、全国警備業協会が改定した自主行動計画における指針内容の反映状況等について意見照会を実施。
- 本年度の「骨太の方針」において官公需に警備業が含まれることが明記されたことを受け、本年9月、地方公共機関及び地方公共団体等に対する骨太の方針の趣旨及び改定された自主行動計画の周知について、関係省庁へ依頼を実施。
- 同フォローアップ調査の結果では、発注者及び受注者の立場として求められる行動については、おおむね9割以上の実施率となっていたが、労務単価の決定に関して交渉担当者の知識や説明力の不足や根拠資料の不足といった状況が課題と認識。
- 本年11月、同フォローアップ調査から得られたこうした課題に対応し、警備業者が効果的に価格交渉を行えるようにするため、全国警備業協会が警備業者向けに「警備料金の基礎知識」を作成・公表。

地方公務（総務省自治行政局）

- 1月22日に全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議を開催し、指針の遵守について説明を実施。
- 価格転嫁の状況の把握については、2月に指針を踏まえた地方公共団体の対応状況及び取組内容（①組織的関与、②運用基準・マニュアルの整備、③庁内会議の開催等）に関する地方公共団体向けの調査を行ったところ、都道府県ではすべての団体が価格転嫁に関する具体的な取組を実施しているが、市区町村では8割強に留まっていることが分かった。
- 調査結果を踏まえた改善策については、こうした対応状況や取組内容に関して、5月30日に地方公共団体に対しフィードバックを行い、取組が未実施の団体については速やかに取組を行うよう要請するとともに、その他の団体についてもフィードバックした取組事例を参考に、より一層積極的な取組を行うよう要請した。
- 本年9月に、取組が未実施の団体を対象に取組状況のフォローアップ調査を実施したところ、価格転嫁に向けた取組を行った団体は、83.2%から97.3%に増加。この調査結果を踏まえ、適切な価格転嫁に向けた取組をさらに徹底させるため、年内に再度、全地方公共団体に対して積極的な取組について要請する予定。
- また、本年11月には、労務費や原材料費等の適切な価格転嫁等の観点から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用について、地方公共団体に対し通知したところ。併せて、これらの制度の運用状況を調査しているところであり、当該調査結果を踏まえ、必要な助言等を行う予定。

インターネット附随サービス業(総務省総合通信基盤局、官房総括審議官(情報通信担当))

- 1月から2月にかけて、関係団体ごとに会員企業向けの説明会を実施。さらに、2月29日、総務省主催で、事業者に向けた合同説明会を開催。必要に応じ、更なる周知活動を実施。
- 関係団体の理事会等の場も活用しながら、会員企業に対し、本指針の周知及び本指針に沿った対応を要請。
- 関係団体において本指針の内容を反映した自主行動計画を策定。
 - 日本インターネットプロバイダー協会: 自主行動計画の策定については、3月に完了。
 - テレコムサービス協会: 自主行動計画の策定については、4月に完了。
 - デジタルメディア協会: 自主行動計画の策定については、5月に完了。
 - 電気通信事業者協会: 自主行動計画の策定については、5月に完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、実態調査の実施を関係団体に要請し、各団体とも会員に対して本指針の12項目に沿った対応ができているか、できていない場合はその理由まで記載を求めるアンケート調査を3月から6月にかけて、4団体537社に対して実施し、82社より回答を得た。
- 調査の結果、本社(経営トップ)の関与や発注者側からの定期的な協議の実施について、約7割が指針に沿った行動ができていると回答した一方で、交渉記録の作成・発注者と受注者の双方での保管について指針に沿った行動ができていると回答したのは約4割に留まったという結果であった。
- また、自主行動計画フォローアップ調査の実施を各団体に要請。発注者として仕入れ先の原材料費、エネルギー価格等のコスト増加分をどの程度反映したか、労務費の上昇による価格転嫁について本指針をどの程度反映したか等の設問からなる調査を9月から11月にかけて2団体79社に対して実施し、30社より回答を得た。
- 調査の結果、発注者側の9割以上がサプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、要請額の妥当性を判断することができていると回答し、発注先との定期的なコミュニケーションに関する行動では約9割以上が対応できていると回答し、またコスト全般の変動の価格反映状況について全て・概ね・一部反映したと全てが回答したなど、本指針に沿った対応が進められていることを確認できた。一方で、価格交渉の記録の作成・発注者と受注者双方での保管については、対応できていない・あまり対応できていないと回答した企業が約2割存在するなど、取組が不十分な点も確認された。
- 調査を実施した団体について、こうした調査結果を踏まえ、団体ごとに特に対応が不十分である事項等については、本指針及び自主行動計画に沿った対応を徹底するよう、各団体に対し、会員企業への周知及び対応の要請を行うことを記載した要請文書を、12月23日までに発出。

ビルメンテナンス業(厚生労働省健康・生活衛生局)

- 本年1月発送の全国ビルメンテナンス協会からの事務連絡により、のべ2,825の会員事業者に指針の周知を実施。
- 1月17日開催の同協会の「地区本部長会議」(北海道、東北、東京、関東甲信越、中部北陸、近畿、中国、四国及び九州の各地区の本部長で構成)における対面での説明に加え、厚生労働省と同協会との共催により、会員事業者向けオンライン説明会を、新たに4回実施(1月31日、2月2日、2月6日、2月9日)。説明会に参加できなかった事業者向けに、ホームページ上で動画を3月5日から配信。
- 令和6年度建築保全業務労務単価(各省庁及び都道府県が国の建築物等の保全業務を委託する際の参考単価、国土交通省が毎年通知)の公表に際し、2月29日に、本指針を踏まえた発注者としての行動を要請する通知を、各省庁及び都道府県契約担当課長宛てに発出。同時に、全国ビルメンテナンス協会に対し、本指針を踏まえた受注者としての行動をとるよう、通知するとともに、会員事業者は官公庁からの受注割合が高いことから、清掃業務を発注する際の予定価格設定方法について聞き取りを行ったところ、11省庁で建築保全労務単価を活用し予定価格を算出していることを確認。
- 4月、同協会において作成した「ビルメンテナンス業における適切な価格転嫁の円滑化に向けて」リーフレットを、会員事業者に配布し周知するとともに、発注者との協議を促した。
- 自主行動計画の策定については、3月、同協会内に協議の場としてワーキンググループを設置し、自主行動計画の策定に向けた検討を行い、この結果、6月25日に完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、6月より、同協会において、会員事業者向けの相談窓口を設置済み。
- 同協会において策定した「適正価格契約に向けて(ビルメンテナンス業における価格転嫁に向けた自主行動計画)(以下「自主行動計画」という。)」のオンライン説明会を7月に計8回開催し会員事業者への周知を図った。
- 厚生労働省から、各省庁、地方公共団体及び民間企業の業務発注者宛てに、同協会が策定した自主行動計画を周知する事務連絡を発出した。(令和6年8月29日付け事務連絡)
- 厚生労働省から、各省庁、地方公共団体宛てに、最低賃金額改定を見据えたビルメンテナンス業務の契約金額の変更を依頼する通知を発出した。(令和6年8月29日付け健生衛発0829第1号・第2号)
- 指針や自主行動計画の遵守状況把握のため、11月から12月の期間で、同協会において、会員事業者に対しアンケートによる実態調査を実施。12月11日時点で、回答のあった会員事業者の内、約6割の事業者が指針に沿って価格交渉を行い、その内約8割で成果があったという結果が得られた。なお、令和5年10月から同年12月に実施した調査結果では、回答のあった会員事業者の内、価格交渉を行った事業者は約5割であり、その内成果があったと回答した事業者は約6割であった。
- 一方、交渉を実施していない事業者や成果が出ていない事業者が未だあることから、令和6年内から順次、同協会において、価格交渉の成果が出なかった事例についてヒアリングを行い、課題となっている要素を明らかにする他、価格交渉を行っていない事業者に対しては、アンケート調査で収集した好事例を重点的に周知し、今後、積極的に価格交渉を実施するよう要請する。

輸送用機械器具製造業(経済産業省製造産業局)

- 日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会の社長・役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施(2月16日、2月19日、2月22日)。各団体から傘下企業に周知を実施し、日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会ともに、傘下企業全社(日本自動車工業会:14社、日本自動車部品工業会:418社)に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会に対し、本指針の内容の自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。日本自動車工業会は5月31日に、日本自動車部品工業会は6月14日に反映が完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会において、本年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。
- 調査の結果、労務費増加分の価格への反映状況は、昨年に比べて改善(全て反映・概ね反映の割合が、日本自動車工業会では約93%から100%に、日本自動車部品工業会では約61%から約87%に上昇)。また、労務費転嫁指針の各項目に関する対応状況は、価格交渉への経営トップの関与等の多くの項目において十分対応できていることが把握できたが、定期的な価格転嫁に関する協議の場の設定や交渉記録の保管等については一部対応できていない等の実態を把握(例えば定期的な協議の場の設定は、日本自動車工業会は全て対応が約93%、概ね対応が約7%で、日本自動車部品工業会は全て対応が約29%、概ね対応が約43%。交渉記録の保管は、日本自動車工業会は全て対応が約86%、概ね対応が約14%で、日本自動車部品工業会は全て対応が約37%、概ね対応が約35%)。これらの結果となった原因として、協議の案内が文書の送付ではなく口頭のみとなっている、文書の送付をした場合であっても呼びかけに反応しない取引先へのフォローが不十分、また、交渉記録の保管場所を組織的に統一できていない、といった課題が関係会員各社への照会によって確認された。
- こうした課題を踏まえ、11月と12月に、各団体において、取引先に対して協議を呼びかける文書の送付や文書送付後のフォロー、交渉記録の一元管理の徹底など必要な改善策を定め、傘下企業への周知を実施するとともに、12月に日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会に設置されている社長・役員クラスで構成する各種会合に経済産業省担当課長等が出席し、当該改善策の実行と継続的なフォローを着実に実施するよう要請した。

金属製品製造業（経済産業省製造産業局）

- 業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。本年3月にはアルミニウム協会等の理事会の場を活用した説明を実施済み。各団体から傘下企業に周知を実施し、自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ667社）に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。各団体とも7月17日までに反映が完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、本年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。
- 調査の結果、定期的な価格転嫁に関する協議の場の設定については一部対応できていない等の実態を把握（定期的な協議の場の設定は、全て対応が18%、概ね対応が52%）。他方、労務費増加分の価格への反映状況については、発注企業側として受注企業に対して価格交渉の申し入れをするよう要請するといった積極的な働きかけもみられ「発注側として、労務費の変動分を全て反映した」と回答した企業が前回の25%から32%に増加し、「概ね反映した」と回答した企業が前回の36%から44%に増加した。
- こうした調査結果を踏まえ、年内に、引き続き業界団体に対して、労務費指針に関する周知等を行い、自主行動計画に記載された内容の実行の徹底を改めて業界団体から傘下企業に対して働きかけを行っていただくよう依頼予定。
- また、本年12月18日には、アルミニウム協会の社長・役員クラスが参加する会合にて経済産業省担当課長が出席し、価格転嫁に関する協議の場の設定と受発注双方からの積極的な働きかけについて経産省側から改めて要請した。また自主行動計画のフォローアップ調査の結果概要についても団体から説明を受けた。その他の団体においても、年度内を目途に、理事会や賀詞交歓会等の会合にて担当管理職等から各団体や会員企業に対し、前述した内容の要請を行うことでコスト増分の適切な価格転嫁に向けた取組をさらに加速させる。

家具・装備品製造業（経済産業省製造産業局）

- 日本オフィス家具協会・日本家具産業振興会等の役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画の策定を要請している団体の傘下企業全社（のべ228社）に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の策定については、本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画の新たな策定を、6月中目途で実施するよう要請。各団体とも6月28日までに完了。
- また、価格転嫁の状況の把握については、本年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。
- 調査の結果、労務費の価格交渉について、経営トップが関与している割合は約78%であった。また、労務費増加分の価格への反映状況については、「発注側として、労務費の変動分をすべての仕入れ先に対して反映した」と回答した企業が約11%、「概ね反映した」と回答した企業が約58%と、合わせて約69%が対応していることを把握した。
- 他方で、定期的な価格転嫁に関する協議の場の設定は、「あまり対応できていない」と回答した企業が約31%、「対応出来ていない」と回答した企業が約3%いることが分かった。また、価格交渉の記録の保存について「あまり対応出来ていない」と回答した企業が約16%、「対応出来ていない」と回答した企業が約8%となっている。この結果から、一部の企業間で、正式な協議の場が設けられていない、また書面での結果共有が行われておらず、労務費の転嫁を円滑に進めるための手段が十分に整備されていない企業が一部存在していることが推察される。
- 以上の結果を踏まえ、各団体に対して、定期的な価格転嫁に係る協議の場の設定や価格交渉の記録の保存に関する呼び掛けを含め、発注者と受注者の間で引き続きコミュニケーションをとる手段を確保するなど必要な改善策を策定するとともに、12月に各団体HPでの公表や会員向けのメールでの情報発信を行うよう要請した。また、1月以降での会員企業の社長・役員が参加する各種会合等において経済産業省担当課長等が参加し、各団体における当該改善策の実行と継続的なフォローの状況を確認する。

はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（経済産業省製造産業局）

- 関係20程度の団体幹部への説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。本年3月に日本工作機械工業会、日本分析機器工業会等の理事会の場を活用した説明を実施。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ1,435社）に周知済みであることを確認。
- 本年4月に産業機械6団体（日本産業機械工業会、日本建設機械工業会、日本工作機械工業会、日本ロボット工業会、日本分析機器工業会、日本計量機器工業連合会）に対し、当省政務から価格転嫁の徹底を直接要請した。また、意見交換の結果、産業機械業界が取引の川中に位置し、受注者の立場として、発注者との間でしわ寄せが生じやすい構造が明らかになった。
- 自主行動計画の改定については、本指針の内容の自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。各団体とも6月25日までに反映が完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、本年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査で労務費の転嫁状況をフォローした。調査の結果、例えば、日本工作機械工業会では、定期的な価格転嫁に関する協議の場の設定について、一部対応できていない等の実態を把握（定期的な協議の場の設定は、全て対応が30%、概ね対応が29%）。他方、労務費増加分の価格への反映状況については、発注企業側として受注企業に対して価格交渉の申し入れをするよう要請するといった積極的な働きかけもみられ、「発注側として、労務費の変動分を全て反映した」が前回の15%から34%に増加し、「概ね反映した」とあわせて84%となった。
- なお、価格交渉促進月間（9月）での調査の結果、機械製造業全体で、発注企業による価格交渉の実施状況は+0.23ポイント改善し、6.67ポイントとなった。また、発注企業としての価格転嫁率も+2.4%改善し、54.3%となった。他方で、価格交渉は行われたが、全く転嫁できなかった企業が7.2%おり、引き続き、徹底に向けた課題があることが明らかになった。
- 今後、年内に、自主行動計画に記載された内容の実行の徹底等を各自主行動計画策定団体から会員企業に働きかけるとともに、経済産業省担当課長等から要請を行う。
- また、年度内を目途に、経済産業省担当課長等より、賀詞交換会や理事会等の団体役員が集まる場で、各団体や会員企業に対し、さらなる仕入れ先との協議の場の設定、コスト増分の適切な価格転嫁に向けた取組等を改めて要請する。

印刷・同関連業（経済産業省商務・サービスグループ）

- 日本印刷産業連合会及びその会員団体（10団体）の社長・役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ6,371社）に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、本指針の内容の自主行動計画への反映を、6月中目途で実施するよう要請。6月30日に反映が完了。
- また、価格転嫁の状況の把握については、本年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。その結果、単価の改定に関する協議において、労務費を理由とする協議を行った比率は57%、受注側が申し出を行ったが協議に応じてくれなかったとする比率は3.7%であった。
- 一方、労務費の転嫁の対応については、発注側の認識としては43%から51%へと進んでいる傾向にあった反面、受注側の認識としては、28%から27%へと横ばいであり、両者の認識にずれがある等の結果が見られた。
- 調査結果を踏まえ、受注者からの求めに応じて価格交渉をより推進するよう各団体における周知・要請の強化について、業界団体である日本印刷産業連合会から、年内に傘下の10団体に実施予定。

情報サービス業（経済産業省商務情報政策局）

- 労務費転嫁指針について、情報サービス産業協会（以下、JISA）の役員クラスへの説明に加え、業界団体向け説明会を、計3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）し、各団体から傘下企業に周知を実施。中でも自主行動計画を策定しているJISAの傘下企業全社（のべ504社）に周知済みであることを確認。
- 5月16日、JISAの理事会にて経済産業副大臣から、会員及び理事各位に取引適正化及び価格転嫁の徹底に関して要請。
- 自主行動計画の改定については、本指針の内容の自主行動計画への反映を6月17日までに完了。JISAの会員各社宛に、自主行動計画改定及び労務費等の適正な転嫁をお願いする会長レターを同日付で発出。
- また、価格転嫁の状況の把握については、11月に実施した、自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。発注者側に対する調査の結果、価格転嫁の意識のもとでの要請額の検討について、「対応できている」が約83%、仕入先に労務費上昇分の価格転嫁に関する考え方を提示することについて、「対応できている」が約86%という状況を把握。他方で、一部の項目において、満足に対応できていない実態を把握。例えば、定期的な価格転嫁に関する協議の場の設定について、「全てについて対応できている」が約25%、交渉記録の保管について、「全てについて対応できている」が約32%。労務費コスト増加分の発注費への反映について、「全て反映した」が約13%。つまり、受注者・発注者双方のコミュニケーションが不足していることにより、労務費上昇分の価格転嫁が十分になされていない状況が確認された。また、受注者側の調査の結果、労務費上昇分の価格転嫁に関する発注者側の考え方の提示や、労務費の変動の価格への反映等において、発注者側の認識と受注者側の認識に乖離が生じている実態を把握。
- 調査結果を受けて、12月11日のJISAの企画委員会（各社役員クラス）及び12月17日の正副会長会議において、事務局が、自主行動計画の調査結果について報告し、あわせて労務費の価格転嫁に向けた更なる徹底のために、特に課題となっている、仕入先との定期的な価格転嫁に関する協議の場を設定するよう呼びかけたことを確認。また、来年1月のJISAの理事会（社長、役員クラス）に担当室長が出席し、調査結果を踏まえて、改善に向けての実行と継続的なフォローを着実に実施するよう要請する。

映像・音声・文字情報制作業（経済産業省商務・サービスグループ、総務省情報流通行政局）

- 日本映画協会、主要映画会社の会長・社長、日本映画制作適正化機構の主要メンバー（映画製作者・制作プロダクション・職能団体等幹部）への説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（2月16日、2月19日、2月22日）。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画の策定を要請している団体の傘下企業全社（のべ87社）に周知済みであることを確認。
- 映画業界では2023年3月策定の「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」に適正取引に向けたルールとして「予算の透明化と必要な間接費の記載」を設定しており、映画制作に係る発注者と受注者は予算作成や必要な間接費（受注者）の取り分を明記したうえで協議している。
- 自主行動計画の策定については、本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画の新たな策定を、6月中日途で実施するよう要請し、完了。また、価格転嫁の状況の把握については、現在、関係団体において自主行動計画のフォローアップを通じて、労務費の転嫁状況をフォロー中であり、結果を踏まえつつ、各団体から会員会社措置の要請を年内に完了予定。
- 加えて、12月13日に経済産業省から日本映画適正化機構に関連団体において周知するように働きかけを行い同日付で本指針及び自主行動計画に沿った対応をメンバー団体において実施するように決定。12月19日に文化創造産業課長から日本映画製作者協会に対して、同課課長補佐から日本映画協会に対してそれぞれ各理事会メンバー（企業の社長クラス）に対して、自主行動計画及び調査結果に沿った対応を各社が取るように直接働きかけを行った。
- 放送分野については、1月以降、総務省情報流通行政局より、業界団体の役員等に対して個別に本指針の説明を行っており、日本放送協会、衛星放送協会、日本ケーブルテレビ連盟、日本コミュニティ放送協会、日本民間放送連盟、全日本テレビ番組製作社連盟、全国地域映像団体協議会に説明済み。
- 2月29日に、総務省主催で合同説明会を実施。各団体の取組状況については、3月時点で会員企業等に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、4月に反映が完了。
- 10月18日に、本指針の内容等を反映した「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（第8版）」を公表するとともに、放送事業者及び番組製作会社に対し、同ガイドラインの遵守を要請する文書を11月20日に発出。
- 価格転嫁の状況の把握については、自主行動計画策定団体である放送コンテンツ適正取引推進協議会が、加盟業界団体に対し、11月18日～12月12日にかけて実態調査を実施。発注側事業者199社、受注側事業者46社から回答を得た。
- 調査の結果、発注側事業者の約69%が労務費価格の交渉に経営トップが関与していると回答しているほか、約75%が発注先との定期的な労務費の価格転嫁に係る協議の場の設定について、「概ね対応できている」または「全てに対応できている」と回答。
- 受注側事業者においては、約83%が労務費の変動について「発注者が協議に応じた」（協議の必要がなかった場合を含む。）と回答しているが、労務費の変動を価格に「概ね反映した」または「すべて反映した」と回答した受注側事業者は約28%に留まっている。
- こうした調査結果を踏まえ、特に対応が不十分である事項等については、本指針及び自主行動計画に沿った対応を徹底するよう、同協議会を通じ、各加盟業界団体の会員企業への周知及び要請を12月23日までに実施。

広告業(経済産業省商務・サービスグループ)

- 日本広告業協会の役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施(2月16日、2月19日、2月22日)。各団体から傘下企業に周知を実施。所管省庁として、自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社(のべ152社)に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、本指針の内容の自主行動計画への反映を、8月1日までに反映が完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、本年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。
- 調査の結果、労務費の価格転嫁の協議の比率について、発注者側の認識としては協議に応じた比率は89%に達し、受注者側の認識としては、協議に応じてくれた比率が38%、協議に応じる必要が無い比率が59%で両者の合算値が97%と確認できた。
- さらに、実際に労務費の価格転嫁を行った比率については、発注者側の認識としては77%、受注者側の認識としては72%となっており、労務費の価格転嫁が進められており、その認識にはほぼ同一であると確認できた。
- こうした調査結果を踏まえ、傘下企業への労務費の適切な転嫁等の遵守について、周知を実施。また、広告業協会の定期理事会で価格交渉をより推進するよう周知・要請の強化を措置済み。今後もさらなる改善に向けて、重点課題の改善状況について継続的なフォローを実施する。

総合工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、技術サービス業(国土交通省不動産・建設経済局)

- 各業種・各業界団体ごとに説明会を実施し、各団体の指針の会員企業への周知状況を以下のとおり集計。

「総合工事業」: 20団体から会員企業約49,300社に対して周知。

「不動産取引業」: 5団体から会員企業約137,200社に対して周知。

「不動産賃貸業・管理業」: 4団体から会員企業約8,100社に対して周知。

「技術サービス業」: 5団体から会員企業約3,600社に対して周知。

- 各業界団体に対して、本年1月に加え4月末にも、①自主行動計画・パートナーシップ構築宣言について、指針に沿って策定・見直し、②「12の行動指針」に対応する取組の実施(連絡窓口の設置等により、行動指針に沿わない状況を把握し、把握された状況に対する団体としての対応)について改めて要請し、フォローアップ調査を5月及び6月にかけて実施。その際、特に、自主行動計画の策定・見直しについては6月末までに完了するよう、優先して対応を依頼。対応状況については以下に記載。

<自主行動計画の策定・見直し>

「総合工事業」: 自主行動計画の策定・改定については、17団体で12月6日までに対応完了。

「不動産取引業」: 自主行動計画の策定・改定については、5団体で7月10日までに対応完了。

「不動産賃貸業・管理業」: 自主行動計画の策定・改定については、4団体で6月28日までに対応完了。

「技術サービス業」: 自主行動計画の策定・改定対応については、5団体が12月3日までに対応完了。

<連絡窓口の設置等>

「総合工事業」: 12団体で6月末までに対応完了。

「不動産取引業」: 5団体で6月末までに対応完了。

「不動産賃貸業・管理業」: 4団体で対応完了。

「技術サービス業」: 4団体で対応完了。

<パートナーシップ構築宣言の策定・見直し>

「総合工事業」: 2822社で6月末までに対応完了。

「不動産取引業」: 231社で6月末までに対応完了。

「不動産賃貸業・管理業」: 120社で6月末までに対応完了。

「技術サービス業」: 176社で10月末までに対応完了。

- 価格転嫁の状況の把握については、各業界団体において本年秋に実施した自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。調査結果と改善策については次頁以降に記載。

＜実態調査と改善策について（自主行動計画フォローアップ調査）＞

「総合工事業」

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

- ・実施時期：10月7日～10月31日
- ・調査対象：総合工事業を会員企業にもつ団体（回答団体：5団体、回答企業1,029社）
- ・調査方法：アンケート調査
- ・調査内容：労務費指針に関して、発注側・受注側として価格転嫁の状況について（交渉の実績や反映の程度）

【結果の概要】

回答があった企業に関しては多くの企業が12の行動指針に沿って価格交渉を行い適切な価格転嫁を実現できていた。具体的には発注者の立場としては、およそ7割の企業が全て・ないし概ね下請業者と協議を行うことができおり、労務費の上昇分については、取引の8割程度で全て・ないし概ね反映されている。また、受注者の立場としても、協議が必要な取引については、受発注者いずれかの立場からの申出により8割以上で協議を行うことができている。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

12の行動指針に沿って協議、交渉やそれに伴う価格の転嫁ができている企業が多く、各業界団体が策定した自主行動計画も踏まえ、概ね適切に対応いただいているものと認識している。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

コスト増加分についてはサプライチェーン全体で適切に転嫁していくことが必要であり、今年6月の建設業法等の改正により、協議・調整の円滑化を図るため、契約前の段階から資材等の高騰リスクを契約当事者の双方が共有し、実際に高騰した際は誠実に協議するよう求める新たなルールを定めたところ。今回のフォローアップ調査の結果、協議を申し入れることができなかったという回答も少数ではあるが存在した（コスト全般の増について、全体の4%が発注者に申入れが実施できなかった）ことも念頭に、今月からその一部が施行される改正内容や12の行動指針について、国土交通省において、工事の発注者、受注者それぞれに対し、年内に説明会を開催。以降も各地で説明会等を開催し、広く周知していくことで、商習慣の定着を図っていく。

「不動産取引業」

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

業界5団体において令和6年10月～11月の期間で会員企業に対し、各業界団体が策定した自主行動計画のフォローアップ調査（労務費指針を踏まえた価格転嫁状況等の実態調査も兼ねるもの。）をオンライン等で実施。

【結果の概要】

- ・フォローアップ調査の回答率は約3%。
- ・発注側として、取引を行う発注先との協議については、「一部の発注先と協議した」の回答を含め、発注先と協議を実施したという回答が6割を超える結果となった。
- ・価格反映状況においては、各コスト（「コスト全般」、「労務費」、「原材料価格」、「エネルギー価格」）の反映率にはばらつきがみられるものの、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答がいずれも約7割弱であった。特に「労務費」については、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答が約7割弱だった。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

調査の回答率について約3%となっていることには留意する必要があるが、取引を行う発注先との協議について、業界団体の回答のうち、「全く協議しなかった」との回答は約2割程度と、多くの企業が何らかの協議を行っており、また、労務費の変動の価格反映状況について、業界団体の回答のうち、「反映しなかった」や「減額した」との回答は約2割未満であり、多くの企業が発注先の労務費のコスト増加分を一定程度価格へ反映できていることから、各業界団体が策定した自主行動計画も踏まえつつ、概ね適切に対応いただいているものと認識している。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

今回のフォローアップ調査の結果から、12の行動指針に沿って適切に価格交渉を行うことで、概ね価格転嫁について適切に対応いただいているものと認識している一方、取引を行う発注先との協議について協議を実施したと回答しなかった、価格反映状況について反映したと回答しなかった回答企業を念頭に、今回のフォローアップ結果も踏まえて、改めて各業界団体策定の自主行動計画を徹底し12の行動指針に沿った対応を講じることについて意識向上を図るよう、年内に業界団体を通じて、傘下企業へ通知する。

「不動産賃貸業・管理業」

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

4団体において令和6年9月～11月の期間で会員企業に対し、各団体が策定した自主行動計画のフォローアップ調査（労務費指針を踏まえた価格転嫁状況等）をオンラインで実施。

【結果の概要】

- ・フォローアップ調査の回答率は約5%。
- ・発注側として、取引を行う発注先との協議については、「一部の発注先と協議した」の回答を含め、発注先と協議を実施したという回答が7割を超える結果となった。
- ・価格反映状況においては、各コスト（「コスト全般」「労務費」「原材料価格」「エネルギー価格」）の反映率にはばらつきが見られるものの、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答が、いずれのコストについても概ね7割から8割だった。特に労務費については、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答が約8割だった。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

調査の回答率については約5%となっている点には留意する必要があるが、取引を行う発注先との協議について、業界団体の回答のうち、「全く協議しなかった」との回答は1割に満たない程度と、ほとんどの企業が何らかの協議を行っており、また、労務費の価格反映状況について、業界団体の回答のうち、「反映しなかった」「減額した」との回答は1割に満たない程度であり、ほとんどの企業が発注先の労務費のコスト増加分を一定程度価格へ反映できていることから、策定した自主行動計画に基づいて概ね適切に対応いただいているものと認識している。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

今回のフォローアップ調査の結果から、12の行動指針に沿って適切に価格交渉を行うことで、概ね価格転嫁について適切に対応いただいているものと認識している一方、取引を行う発注先との協議について協議を実施したと回答しなかった、価格反映状況について反映したと回答しなかった回答企業を念頭に、今回のフォローアップ結果を踏まえて、改めて各業界団体策定の自主行動計画を徹底し12の行動指針に沿った対応を講じることについて意識向上を図るよう、年内に業界団体を通じて傘下企業へ通知する。

「技術サービス業」

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

- ・実施時期:10月7日～10月31日
- ・調査対象:5団体会員企業約3600社
- ・調査方法:オンラインにて自主行動計画FU調査を実施
- ・調査内容:パートナーシップ構築宣言の有無、中小企業庁が改定したひな形の活用の有無、発注側・受注側として価格転嫁の状況について(交渉の実績や反映の程度)

【結果の概要】

本調査の回答率は2割強となった。発注側の立場として、約8割の企業が12の行動指針に沿って価格交渉を行い適切な価格転嫁を実現できていた。また8割を超える企業が定期的にコミュニケーションを取っている結果となっている。一方で、受注側の立場では、約1割が協議を申し入れることができなかったという回答も見受けられた。

価格反映状況においては、発注者側、受注者側ともに「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答がいずれのコスト(「コスト全般」「労務費」「原材料価格」「エネルギー価格」)についても7割以上であった。特に労務費については、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答が約8割だった。

また、パートナーシップ構築宣言を行った企業は3月のフォローアップ時より約2割増加している。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

12の行動指針に沿って協議、交渉ができている企業が多く、また、労務費の価格反映状況について、業界団体の回答のうち、「反映しなかった」との回答は1割に満たない程度であり、ほとんどの企業が発注先の労務費のコスト増加分を一定程度価格へ反映できていることから、各業界団体が策定した自主行動計画も踏まえ、概ね適切に対応いただいているものと認識している。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

今回のフォローアップ調査の結果から、12の行動指針に沿って適切に価格交渉を行うことで、価格転嫁が実現できることが明らかとなっている。他方、今回のフォローアップ調査の結果、協議を申し入れることができなかった、価格反映状況について「反映しなかった」という回答も1割に満たないほどではあるが存在したことも念頭に、今回のフォローアップ結果も含めて、改めて各業界団体策定の自主行動計画を徹底し12の行動指針に沿った対応を講じるよう、年内に各団体会員企業に対して団体より通知を発出する。

道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、自動車整備業(国土交通省物流・自動車局)

- 各業種・各業界団体ごとに説明会を実施し、各団体の指針の会員企業への周知状況を以下のとおり集計。

「道路貨物運送業」: 会員企業355社及び参加都道府県トラック協会47団体に対して周知。

「倉庫業」: 会員企業約4,200社に対して周知。

「運輸に附帯するサービス業」: 会員企業約1,560社に対して周知。

「自動車整備業」: 会員企業6,433社、傘下53団体に対して周知。

- 各業界団体に対して要請した、本指針を踏まえた自主行動計画の策定・見直しについて、各団体の対応の状況・見込みを以下のとおり確認。

「道路貨物運送業」: 本年3月の下請振興法の振興基準の改正を踏まえ、自主行動計画の改定については、当初予定から前倒しし、6月21日に反映完了。

「倉庫業」: 自主行動計画の改定については、2団体で5月30日までに完了。

「運輸に附帯するサービス業」: 自主行動計画の策定については、2団体で4月19日までに完了。

「自動車整備業」: 自主行動計画の策定については、当初予定から前倒しし、6団体で6月28日までに完了。

- 価格転嫁の状況の把握や調査結果を踏まえた改善策等については、業界団体と連携し、次頁以降のように対応する。

「道路貨物運送業」

- 令和5年9月の中小企業庁による価格交渉促進月間のフォローアップ調査により、トラック運送業における価格交渉・転嫁が進んでいない現状が把握され、トラック運送事業者においては、荷主・元請事業者等の発注側企業に対し積極的に交渉を行うことが重要であることが確認された
- これを受け、5月末に、国土交通省と荷主所管省庁が連名で、受注側団体及び発注側団体の双方に対して、本指針を踏まえて適切に対応する旨を会員企業宛に改めて周知するよう要請済み。
- 令和6年3月に告示した新たな標準的運賃の実効性を高めるため、国土交通省と荷主所管省庁、公正取引委員会及び中小企業庁等が連名でパンフレットを作成するとともに、5月末に関係省庁、関係団体に対し周知済み。
- 価格転嫁の状況の把握については、全日本トラック協会が、元請事業者による下請取引環境の改善等を目的に定めた自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。
- 実態調査と改善策については以下の通り。

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

令和6年10月、自主行動計画の取組事業者を対象として、内閣官房及び中小企業庁から提供された調査項目例を用いたフォローアップ調査(回答率95%)を実施。)

【結果の概要】

- トラック運送事業者が発注者となる立場としては、受注者である下請事業者との協議の場を設けた事業者が約9割、このうち全ての事業者が下請事業者へ支払う運賃に価格転嫁を一部又は概ね行うことを認めている。
- トラック運送事業者が受注者となる立場としては、発注者である荷主が協議に応じてくれたとする事業者が8割超、このうち荷主から収受する運賃に一部又は概ね反映できたとする事業者が8割となった。

【結果を踏まえた(労務費転嫁指針の遵守に関する)進捗評価と課題】

本調査対象の事業者においては、発注者・受注者双方の立場で概ね遵守されている状況である一方、引き続き全ての事業者において遵守されるよう価格転嫁等に取り組んでいく必要がある。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

- 今年3月に引き上げた標準的運賃の活用拡大を目指し、その周知・徹底を図るほか、荷主・物流事業者への契約内容の明確化等の規制的措置を導入する改正物流法の来年4月からの施行や、多重下請構造の是正に向けた実態調査を踏まえた検討を進めるなど関係者が一体となってドライバーの賃上げの原資となる適正運賃を収受できる環境整備を進める。
- 運送事業者からの交渉に応じず、運賃・料金を不当に据え置く等の適正な取引を阻害する行為をしている疑いのある荷主・元請事業者等に対して、令和6年11月に体制を拡充したトラック・物流Gメンによる情報収集や是正指導の強化等、労務費等の上昇分について運賃に適切に転嫁できるよう関係省庁が連携して取組む。
- 上記の調査結果も踏まえ、業界団体としてトラック事業者が価格交渉や価格転嫁を行いやすい環境整備を進めるため、今後も周知を行っていくとともに、都道府県トラック協会を通じて、トラック運送事業者における価格転嫁に向けた価格交渉をサポートする運賃交渉相談会を年内までに11協会で17回開催した。

「倉庫業」「運輸に附帯するサービス業」

- ・ 価格転嫁の状況の把握については、国土交通省が、指針への対応状況や価格転嫁の実態を把握する目的で、2月22日までを期限に新たに実施した「実態把握のためのアンケート調査」において、「トラック事業者と価格転嫁交渉は行っているものの、労務費の上昇を理由とした協議が十分に行えていない」「荷主が転嫁を認めないため、トラック事業者からの価格転嫁を進める原資が確保できない」といった課題が改めて確認した。
- ・ 調査結果を踏まえた改善策については、倉庫業、運輸に附帯するサービス業の価格転嫁状況の改善のためにも、4月15日に倉庫業者・貨物利用運送事業者向け相談窓口を国土交通省に設置し、幅広い相談を募集している。さらに、トラック運送事業者・荷主に対する指針の周知・広報を強化するなど、広く会員事業者に対する指針の周知徹底及び指針に沿った行動の推奨に取り組んでいる。
- ・ 加えて、6月、業界団体に対して、本指針を踏まえて適切に対応する旨を会員企業宛に改めて周知するよう要請済み。さらに、国土交通省と荷主所管省庁が連携して、荷主団体に対して周知済み。
- ・ 今後の価格転嫁の状況の把握については、実態調査を継続し、必要な改善策を検討する。
- ・ 実態調査と改善策については以下の通り。

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

令和6年11月、業界団体傘下の事業者を対象として、内閣官房及び中小企業庁から提供された調査項目例を元にしたフォローアップ調査（倉庫業における回答率6%、貨物利用運送事業における回答率8%）を実施。

【結果の概要】

- ・ 倉庫業者・貨物利用運送事業者が発注者の立場となる場合、下請事業者との協議の場を設けた事業者が、回答のあった事業者のうち、倉庫業者で9割超、貨物利用運送事業者で10割に及ぶ一方、労務費変動分の反映が80%以下に留まった事業者も倉庫業者で約4割、貨物利用運送事業者で3割超が存在した。
- ・ 倉庫業者・貨物利用運送事業者が受注者の立場となる場合、発注者が協議に応じてくれた事業者は、回答のあった事業者のうち、倉庫業者で約8割、貨物利用運送事業者で9割超に及ぶ一方、労務費変動分の反映が80%以下に留まった事業者は倉庫業者で約6割、貨物利用運送事業者で約7割となった。
- ・ 12の行動指針のうち、最も遵守率が低い項目は「相談窓口の活用」であった（倉庫業者、貨物利用運送事業者とも約1割）。

【結果を踏まえた（労務費転嫁指針の遵守に関する）進捗評価と課題】

- ・ 発注者・受注者双方の立場において、転嫁が十分に進んでいない事業者が一定程度存在することが課題となっている。また、行動指針のうち遵守率の低かった「相談窓口の活用」について、特に改善が必要。
- ・ 特に、製造業、卸売業、小売業等の荷主等に対する価格転嫁が不十分であり、下記の取組みを継続的に進める必要がある。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

- ・ 令和6年11月以降、荷主等に対して是正指導を行うトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る観点から、「トラック・物流Gメン」に改組・拡充した。具体的には、地方運輸局等の物流担当職員を倉庫担当のGメンとし、トラック事業者だけでなく倉庫業者からも悪質な荷主・元請事業者に関する情報収集を行う等、取引適正化に向けた取組を進めているところ。
- ・ 調査結果を踏まえ、「相談窓口の活用」について改善を図るため、令和6年11月、一部業界団体において「トラック・物流Gメンよろず相談室」を設置。既存の相談窓口と合わせた周知徹底等により利用促進を図り、価格交渉や価格転嫁を行いやすい環境整備を進めている。

「自動車整備業」

- ・ 価格転嫁の状況の把握については、新たにアンケート調査を3月に実施した結果、「価格交渉を行っていたが労務費転嫁割合が低かった」「発注者が価格引き上げに対する理解がない」といった課題を改めて確認。
- ・ 調査結果を踏まえた改善策については、4月及び5月、国土交通省が所管する各団体に対して、本指針を踏まえて適切に対応する旨を会員企業宛に周知するよう要請済み。
- ・ また、6月末までの自主行動計画の策定に向けて、5月、自主行動計画作成のためのガイドラインを策定し業界団体へ周知。
- ・ 会員企業に対し、①中小企業基盤整備機構のよろず支援拠点等の相談窓口を紹介、②全地方運輸局における経営者向けセミナーの開催、などを実施し、指針の周知に取り組んでいる。
- ・ 価格転嫁の状況の把握のため、9月に自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況の調査・報告を依頼。
- ・ 実態調査と改善策については以下の通り。

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

令和6年9月～10、各業界団体主導により傘下の事業者に対し、内閣官房及び中小企業庁から提供された調査項目例を用いたWebアンケートを実施。

【結果の概要】

- ・ 「価格交渉が改善された」または「もともと出来ている」との回答が7割程度、いまだ改善できていないとの回答が3割程度。
- ・ 労務費転嫁率の低い事業者が4割程度。
- ・ 協議自体をまったくできていない事業者は10%前後。

【結果を踏まえた(労務費転嫁指針の遵守に関する)進捗評価と課題】

- ・ まだ転嫁割合が低い事業者割合が多く、協議自体が行えていない場合もあることから、更に強力に下記の実施を進める。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

上記の調査結果を踏まえ、令和6年12月に業界団体が主催する講習会や整備体験イベントの場で価格転嫁問題の再周知を実施し、また賃上げを20%以上向上している事業者が得た知見等の好事例を全事業者に対して展開することでさらなる啓発を図る。
(自動車整備業全体では過去10年間で約20%の賃上げを確保している)